



福岡医発第316号(地)

平成15年 5月 9日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬次郎

香港等における「重症急性呼吸器症候群」の集団発生に伴う対応について(第12報)
及び重症急性呼吸器症候群(SARS)に関する検疫所の対応について(情報提供)

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、香港等における「重症急性呼吸器症候群」の集団発生につきましては貴会宛に連絡をいたしておりますが、今般、標記の件につきまして、福岡県保健福祉部より別紙のとおり、通知がありましたのでお知らせいたします。

従来、渡航情報については、香港・中国広東省、北京市及び中国山西省への不要不急の旅行を延期することを勧められておりましたが、本通知では、台湾への渡航についても、渡航の是非の検討を促していただくものであります。

また、検疫所の対応につきましても、別紙のとおり情報提供がありましたので、併せてお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知くださいますとともに、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

「公印省略」

1 5 健 結 第 6 9 号
平成15年 5月 8日

福岡県医師会長
福岡県病院協会長
福岡県私設病院協会長
福岡県精神科病院協会長
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課結核感染症係)

香港等における「重症急性呼吸器症候群」の集団発生に伴う対応について（第12報）
及び重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検疫所の対応について（情報提供）

標記の件については、「ハノイ・香港等における病院内での原因不明の重症呼吸器疾患の集団発生に関するWHOの緊急情報について」（平成15年3月17日14健結第430号）等で貴会員に対する周知等を依頼したところです。

渡航情報については、香港・中国広東省、北京市及び中国山西省への不要不急の旅行を延期することをお勧めしていましたが、この度、厚生労働省から別紙（写）のとおり、台湾への渡航についても、渡航の是非の検討を促す旨の通知がありましたのでお知らせします。

また、検疫所の対応につきましても、別紙のとおり情報提供がありましたので、あわせてお知らせします。

つきましては、貴会員への周知をお願いします。

問い合わせ
福岡県保健福祉部健康対策課
結核感染症係 大賀
TEL092-643-3268
FAX092-643-3271

健感発第0507003号
平成15年5月7日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

香港等における「重症急性呼吸器症候群」の集団発生
に伴う対応について(第12報)

標記については、「ハノイ・香港等における病院内での原因不明の重症呼吸器疾患の集団発生に関するWHOの緊急情報について」(平成15年3月12日健感発第0312002号)等により、貴管内の医療機関等の関係機関への周知等の対応をお願いしているところです。

渡航情報については、平成15年4月3日付け健感発第0403001号、同月22日付け健感発第0422001号、同月23日付け健感発第0423002号結核感染症課長通知等により、香港、中国広東省、北京市及び中国山西省への不要不急の旅行を延期することをお勧めしていますが、台湾におけるSARS患者が急増していることから、本症候群へのり患を予防するため、当該地域への渡航についても、渡航の是非の検討を促すとともに、保健所等への相談に対しても、その旨回答していただくようお願いします。

なお、本症候群に関する通知等については、厚生労働省ホームページで、随時提供中であること(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/03/tp0318-1.html>)及び本通知の内容については、外務省とも協議済みであり、外務省より同趣旨の渡航情報が発出又は発出される予定であることを申し添えます。

健感発第0507001号
平成15年5月7日

各 検 疫 所 長 殿

結 核 感 染 症 課 長
(公 印 省 略)

重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検疫所の対応について

標記については、当職通知平成15年4月3日付健感発第0403002号、平成15年4月23日付健感発第0423003号及び平成15年5月1日付健感発第0501002号により通知したところでありますが、今後は、質問票及び健康カードを別紙に改めるとともに、台湾においても相当数のSARS患者の発生が確認されていることから、台湾から本邦に到着する航空機についても、機内での質問票の配布及び検疫ブース内での質問票の回収を行い、健康カードの配布を行うこととしたので遺漏なきようお願いします。

なお、中国、香港及び台湾以外から来航する航空機であっても、当該地域からの乗り継ぎによる乗客の搭乗率が高い航空機についても、予め航空会社の協力を得て、同様の措置を実施するよう併せてお願いします。

また、SARSの伝播確認地域からの来港する船舶においては、これまで無線検疫をお願いしていたところですが、今回、中国、香港及び台湾からの客船についても航空機と同様に、船舶会社等の協力を得て船内での質問票の配布及び乗員、乗客の体温測定を実施するとともに、着岸検疫による質問票の回収及び健康カードの配布を行ってください。

さらに、中国、香港、台湾から来る貨物船についても、乗組員の体温測定を実施させる等検疫の強化を図られるようお願いします。

別 紙

●このカードは、あなたやあなたの周りの方の健康を守るための大切なものですから、正確に記入してください。

健 康 状 態 質 問 票

氏 名 _____ 性別 ☐ 男 ☐ 女 年齢 _____

到着月日 _____ 便名 _____ 座席番号 _____

日本での住所、連絡先

電話番号： _____ - _____ - _____

○あなたの健康状態について、記入してください

発 熱 : ☐ あり ☐ なし

せ き : ☐ あり ☐ なし

息苦しさ : ☐ あり ☐ なし
(呼吸困難)

その他の症状

[]

厚生労働省 検疫所

感染地域からの入国者の方へ

到 着 年 月 日 _____

貴方の在住・滞在された地域はSARSの感染のおそれがある地域とされています。したがって、入国後は次の注意に従ってください。

1. SARSの潜伏期間は10日間といわれています。

この間は、念のため、以下のような対応をしてください。

- (1) 家族・友人を含め、人に会うのは最小限にしてください。また、濃厚な接触はできるだけさけて下さい。
- (2) 外出時は (医師に受診する時を含め) マスクをできるだけ着用して下さい。
- (3) 下記の症状が一つでもでたら、保健所に相談もしくはかかりつけの医師に受診して下さい。その際は、感染地域からの帰国であることを告げ、予約をとって下さい。

・発熱 ・せき 呼吸困難

2. 貴方及び家族を含め貴方が接触した人 (特に症状が発生して以後) に症状が発生したら、SARSに感染しているおそれがある旨、事前に医療機関又は最寄りの保健所に電話で相談のうえ、その指示に従ってください。

_____ 検 疫 所